年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年3月まで

当時、公民館長をしていた私の父親が、私の夫と私の国民年金の加入手続を役場で行い、必ず国民年金保険料を納付するよう言っていたので、夫婦二人分の国民年金保険料を私が納付してきた。

また、申立期間の領収書は私の夫の分しかないが、一緒に国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、居住していた町の国民年金被保険者名簿により、申立人については、当該名簿の備考欄に「39.6~52.3 (未)」と記載されているが、その夫については、「50.9~52.3 納」と記載されていることが確認できることから、当時、申立人とその夫の国民年金保険料の納付状況が異なっていたものと推認され、申立人の国民年金保険料は、未納であったものと考えられる。

また、申立人が所持する領収書により、申立期間について、夫はさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認でき、夫が国民年金の加入手続をした時点では、申立期間の国民年金保険料を納付しなければ、60歳までに国民年金の受給資格期間を満たさないことから、夫の国民年金保険料のみをさかのぼって納付した可能性がうかがわれる。

さらに、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から52年3月まで

昭和52年5月ごろ、市役所支所で住所変更手続をした際、国民年金保険料の未納を指摘され、私の妻が一括納付した。納付した国民年金保険料額は、13万円から14万円だったと妻は記憶している。

当時、私の妻は国立病院に看護婦として勤務しており、夫婦共働きであったので、国民年金保険料を一括して納付する資金はあった。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付の実施時期でもなかったことから、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない時期であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの期間、52 年 2 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年9月まで

② 昭和52年2月から53年3月まで

③ 昭和54年1月から55年3月まで

④ 昭和57年1月から同年3月まで

⑤ 昭和57年10月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、引っ越しを何度もしており、記憶が定かではないが、市役所か社会保険事務所で納付したのではないかと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿には、「38 年度 B市」の記載があることから、申立人は、昭和 38 年度においてA町には不在であったものと推認される上、申立期間以降が空欄となっており、納付記録が無いことが確認でき、申立期間の国民年金保険料は未納であったと考えるのが自然である。

また、申立期間は、5回、通算80か月に及び、その当時、申立人は、居住地を複数回異動していることが確認でき、すべての期間の事務処理を異なる行政機関が同様に誤ることは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年12月まで

私は、昭和59年2月、年金福祉事業団(当時)に住宅ローンを申し込んだ際、国民年金保険料を24か月以上継続して納付していることとの申込資格要件を満たすため、市役所支所において申立期間までさかのぼって、国民年金保険料を納付し、納付証明書を発行して貰った。この結果、年金福祉事業団の年金住宅融資を受けることができたので、申立期間が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間始期の資格取得手続を昭和 59 年2月に行っていることが確認できるが、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、当該名簿により、昭和57年1月及び同年2月の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できる上、社会保険庁の記録により、同年5月以降は、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人は申立期間直後の2か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付したことにより、年金福祉事業団の申込資格要件を満たしたものと推認され、申立期間の国民年金保険料が未納であっても、年金住宅融資を受けることができたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の 納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明 である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所の窓口ですべて納付した。 窓口の係の人も「これで未納はありません。」と回答したので、安心して いた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間に係る国民年金の資格取得届を平成2年 10 月に行っていることが確認でき、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立期間については、申立人の夫も未納期間となっている上、その 夫の社会保険庁の記録には、平成2年 11 月に申立期間前後の厚生年金保険 期間が追加されていることから、この時点までは、申立人は被保険者の種別 変更を行えず、申立期間については第三号被保険者のままであり、申立期間 の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の 納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明 である。